第4943号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2014年)平成26年 3月 17日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 太陽光発電による収入の所得区分

Q：太陽光発電による余剰電力を売った場合、所得区分は何所得になりますか？

A：ケースにより違います。

【解説】

太陽光発電の余剰電力を譲渡した場合の所得は、ケースにより次のように取り扱われます。

①賃貸不動産に設備を設置している場合

賃貸ビルやマンションなどに発電設備を設置して、その電力をその賃貸ビル等の共用部分で使用し、余った電力を譲渡するという場合は、不動産所得に係る収入金額となります。

ただし、賃貸ビル等の電力として使用せず、全ての電力を譲渡するという場合には、不動産所得との関連性がないことから、事業所得又は雑所得になります。

②自宅に設備を設置している場合

給与所得者が自宅に発電設備を設置して、その余剰電力を譲渡するという場合は、雑所得に該当します。

なお、電力の全てを譲渡しているという場合は、雑所得又は事業所得に該当することになります。

③事業用店舗に設備を設置している場合

事業用店舗に発電設備を設置して、その電力を譲渡するという場合は、事業所得の付随収入として取り扱われます。

なお、店舗兼自宅という場合であっても、その収入は、事業所得の付随収入として取り扱われます。